



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: 社会保険労務士事務所フェニックス
〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワビル5F

TEL 082-846-6481 FAX 846-6482 mail: staff@sr-phoenix.jp

9
2020

改正 施行済

雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

令和2年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

【前提】高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、賃金が低下(60歳時点の賃金の75%未満に低下)した状態で働き続ける場合に支給されます。

同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。



<高年齢雇用継続給付の支給限度額>

令和2年7月31日まで: 363,344円 → 令和2年8月1日から: **365,114円**

(補足) その他、下記の____の金額も変更

【確認】高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月(一暦月)について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%未満に低下
……支給対象月の賃金×15%
- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下
……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額(365,114円)以上であるときは、その支給対象月には支給されない。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額-支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、2,059円を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60歳到達時等の賃金の月額は、479,100円を上限とし、77,220円を下限とする。

★なお、同月から、雇用保険の育児休業給付・介護休業給付の上限額なども変更されています。その内容についても、気軽にお尋ねください。

改正 9月施行

厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

令和2年9月から、厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限等級(31級・62万円)の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18,300%	9,150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円



【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18,300%	9,150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

●改定通知書の送付

日本年金機構では、厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、令和2年9月下旬以降に「標準報酬改定通知書」を送付することになっているということです。

したがって、新等級（新たな上限）に該当することになる被保険者の標準報酬月額の改定に際して、事業主及び船舶所有者からの届出等は不要です。

★新等級に該当することになる被保険者から問い合わせがあるかもしれませんが、上記の内容は確認しておきましょう。
なお、健康保険の標準報酬月額の上限等級（50級・139万円）に変更はありません。

方針の公表

「書面、押印、対面」を原則とした抜本の見直しに向けた共同宣言

令和2年7月初旬、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体が「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本の見直しに向けた共同宣言」を行いました。そのポイントを紹介します。

■ 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び予防のため、新しい生活様式への移行が求められる状況において、新型コロナウイルスへの対応として社会全体で幅広く実践されたテレワーク、サテライトワーク等の取組を後戻りさせることなく、新しい生活様式・ビジネス様式を拡大・定着させ、社会全体のデジタル化を一気呵成に実現する必要がある。そのため、社会課題として顕在化した「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識を、デジタル技術の積極活用によって社会全体で転換し、時代の要請に即した行政手続・ビジネス様式を速やかに再構築すべきである。

■ 全体像

「行政手続の見直し」と「民間の取引における見直し」とに分けて、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体が一丸となって推進していく取組が掲げられています。

■ ピックアップ

その中で、民間の商慣行等の見直しについては、次のように示されています。



「書面、押印、対面」が商慣行・社内手続として定着しているものにつき、取引関係手続については取引先等と協調して、あるいは社内手続については各社で経営者のリーダーシップに基づいて、テレワーク推進等の観点から、押印廃止や書面の電子化を推進する。併せて電子署名等のデジタル技術を活用する必要性を確認したうえで、必要な枠組みの構築を推進する。

「郵送・FAX」の電子メール等による代替、「契約書、見積書、請求書、領収書、稟議書、出退勤管理簿等」について文書の性質や具体的状況に応じて不要とみられる押印廃止や電子化及び電子署名等の電子認証の活用、「商談、送金・振込」におけるオンラインシステムの利用拡大・定着を広く推進する。

★なお、「行政手続の見直し」については、法令の改正が必要となりますが、各省庁等で検討が進められており、いくつかの改正省令案が実現しそうな状況です。「骨太方針2020」にも、「書面・押印・対面主義脱却」が盛り込まれており、今後、行政手続・民間の取引の両面において、その脱却が加速度的に進んでいくことが期待されます。

お仕事 カレンダー 9月



9/1	● 改正労災法施行(複数就業者(副業)への保険給付額決定方法の変更) ● 厚生年金保険における標準報酬月額の上限改定
9/10	● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 7月決算法人の確定申告と納税・2021年1月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆あしがき◆

暑い日が続きます。コロナにも負けず、暑さにも負けず、どうぞ体調に気を付けてお過ごしください。
(あ〜、早く少しだけでも涼しくなってほしい〜🍁)